4　消防用設備等の点検

１　消防用設備等の点検の重要性

消防用設備等は，水道や電気などと違い普段は使わないので，設備が古くなって故障しても点検しないと見つけられません。もし，火災が発生したとき，消防用設備等が故障していて有効に作動せず，また，使用できなかったりすると，大きな被害を招く結果になります。

こうしたことから，消防法では，消防用設備等の定期点検とその結果の消防署長への報告が義務付けられています。

（消防法第１７条の３の３）

２　消防用設備等点検報告制度の概要

点検報告義務のある人は……

消防法令により消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の関係者（所有者，管理者又は占有者）です。

点検をする人は……

次のいずれかに該当する防火対象物にあっては，**消防設備士**又は**消防用設備等点検資格者**に点検させなければなりません。その他のものにあっては自らが点検することができます。

（消防法施行令第３６条，昭和６０年１２月２６日京都市消防局告示第２号）

① 延べ面積が１，０００㎡以上のもの

② 特定用途が３階以上の階又は地階に存するもので，階段が１つのもの

（※３の２の点検報告が必要な防火対象物のイメージ参照）

点検の内容及び期間は……

区　分	期　間	点　検　の　内　容
機器点検	６　月	消防用設備等の適正な配置，損傷等の有無や機能について，外観から又は簡易な操作により判別できる事項を，点検基準に従い点検します。
総合点検	１　年	消防用設備等を作動させ，又は使用することにより，総合的な機能を点検基準に従い点検します。

（平成１６年５月３１日消防庁告示第９号）

点検報告の方法は……

点検者は，点検した結果を詳細に点検票に記載し，所有者・管理者・占有者へ提出します。点検票は，防火管理者，立会者の方も記載内容を確認する必要があります。

消防署長への報告は，消防用設備等点検結果報告書に最新の総合点検の点検票を添付し，**特定防火対象物**は１年に１回，**非特定防火対象物**は３年に１回提出します。

点検した結果は，維持台帳（検査済証，点検結果報告書の写し，消防用設備等の工事，整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいいます。）に記録しなければなりません。（消防法施行規則第３１条の６）